

第7回橋本市自治基本条例策定委員会 小委員会
第7回橋本市自治基本条例庁内検討委員会 専門部会 会議録

会議名	第7回橋本市自治基本条例策定委員会 小委員会 第7回橋本市自治基本条例庁内検討委員会 専門部会（合同開催）	
日時	平成29年10月16日（月）午後2時～午後3時30分	
場所	北別館入札室	
出席者	<p>小委員会 委員 (敬称略)</p> <p>西川 一弘 平家 利也 柴田 香織 前田 陽一郎 森田 知世子 隅田 秀浩 岸田 昌章 野村 昌子 (オブザーバー)</p> <p>堀内 秀雄 堀江 佳史 乾 幸八 戸島 浩子 土田 淳子 東 美樹</p> <p>*****</p> <p>専門部会 委員 (敬称略)</p> <p>赤松 伸哉 棚田 宗一 中谷 哲也 福岡 佳宏 前川 朋久 浦 貴則 城野 将志 中岡 祥子 森口 伸吾 木下 昌美 和田 晃三 岡本 英明</p> <p>(総務課、議会事務局、監査委員事務局、危機管理室、職員課、シテイセールス推進課、社会教育課、学校教育課、教育福祉連携推進室、人権・男女共同推進室、生活環境課)</p> <p>*****</p> <p>事務局</p> <p>政策企画室長・阪口、同補佐・萱野、同副主査・野上 (オブザーバー) 総合政策部長・上田</p>	
欠席者	<p>専門部会 委員 (敬称略)</p> <p>西前 信宏 笹山 奨 中岡 勝則 坂口 淑子 石井 義光 辻本 真吾 岡 一行</p> <p>(選挙管理委員会事務局、秘書広報課、財政課、健康課、いきいき長寿課、こども課)</p>	
次第	<p>1. 自己紹介 2. 専門部会案の説明 3. 小委員会案の説明 4. 意見交換</p>	
資料	<p>資料1：策定委員会・専門部会 名簿 資料2：小委員会案・専門部会案 比較表</p>	

<p>内 容</p>	<p>1. 自己紹介</p> <p>2. 専門部会案の説明（条例文検討部会リーダー 赤松氏）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門部会案は前提として、市・専門部会として望ましい条例の形を目指したわけではなく、他市の自治基本条例を比較検討し、一般的に盛り込まれている要素を全て盛り込んだものとなっている。 ・ 第2条第1項の「市民」の定義がこの条例にとって非常に重要である。 ・ 第4条の市民の権利は第3条の基本原則に対応する。 ・ 第6条の別に定める条例は、橋本市議会基本条例を指す。 ・ 第8条第2項の「市政の基本方針の達成状況の報告」は、本条例によって明確に位置づけられる内容であるため、本条例を制定する意味のひとつになる。 ・ 第9条の職員の責務は理念的、訓示的内容。 ・ 第10条の参画の内容は、いわゆるパブリックコメントのこと。 ・ 第12条では原則として市民委員に審議会等に参画してもらうよう規定している。 ・ 第26条では、市の監査委員ではなく、地方自治法上認められている外部機関による監査について規定している。 ・ 第29条は、「自治の推進における最高規範」と位置付けている。また、最高規範性の担保のために、本条例との整合性を図るよう規定。 <p>3. 小委員会案の説明（小委員会委員長 西川委員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小委員会では、市民側から、どうすればこれからの橋本をよりよくできるかという観点から検討を進めた。 ・ 小委員会案はコンポーネント型で、今ある条例や法律でできるものは盛り込まないとしている。 ・ 自治基本条例があるがゆえに新しいことに取り組める仕組みを作る必要がある。 ・ コンポーネント型は、関連する条例がセットで議論されなければ単なる理念条例となってしまう、内容が保障されないという欠点がある。 ・ 小委員会として重視している点が三点ある。 ・ ①第10条 地域運営組織
------------	---

多面的な展開のために、こういった組織を作りたいと地域が思ったときに、作ることが出来る条例にしたい。

- ・②第 13 条 行政評価

市民参画型のレビュー組織として、事業の成果（アウトプット）と事業の効果（アウトカム）を市民目線で検証できる常設型の組織が必要であると考えている。

- ・③第 15 条 育てる条例

我々策定委員は、条例が制定されると解散となるが、これからの橋本市のために、条例を作って終わりではなく条例を育てていく責任がある。条例の趣旨、目的がこれからの橋本市に貢献できているか、課題整理し議論するという意味で毎年度検証するとしている。

- ・能動的市民像

- ・条例があることで、市民と行政が手を携えて、例えば○の評価を◎に、△を○に、×を△にしていけるように、市民も主体的に動けるということを強調するために、条例でも「私たち」という表現を用いている。

4. 意見交換

《小委員会》

- ・策定委員会は第 1 回策定委員会で市長からの話を聞いたが、専門部会も同じ話を市長から聞いたのか。専門部会案では、どこに市長からの話が反映されていて、どこに力を入れたのか。

⇒市長からは、専門部会員に直接場を設けて話されたことはないが、平日頃から同様の話は聴いており、そのための実務を日々行っている。ただ、専門部会案にはそれを反映するまでには至っていない。具体的な運営を目指して案を揉んでいく作業は、これからだと感じている。

- ・行政側から、「市民と協働するにはこれがあればいいのに」というものがあれば教えてほしい。今までであれば行政側からは言い出しにくいことであっても、この場で教えてもらって小委員会や策定委員会が理解できればよりよいものを目指すことが出来る。

- ・第 10 条 地域運営組織に関して、行政的に動きやすいキーワードはあるか。

- ・市民として、「こうあってほしい」姿はあるか。
- ・行政から見て、地域でやってほしいことは何か。
- ・小委員会としては、専門部会案のいいところはパクるくらいの気持ちで臨みたい。たとえば、議会のところで「市民の目線に立って」という表現があるところなど。
- ・専門部会案で、外部監査と行政評価を分けた意味は何か。
⇒外部監査：地方自治法で定められている制度。専門家だけができる。監査できる内容が決まっているので、あらゆるレビューができるわけではない。契約行為が必要。
行政評価：法律に基づいたものではない。あらゆる市政運営についてレビューができる。
- ・特筆する事業だけでも、市民と行政で評価し合い、両方の立場から一緒に考えることができる仕組みがほしい。
- ・例えば環境と教育も、一緒に行うことができるのではないか。そういった問題点も、地域同士の問題点も市民全員が理解できていない。その問題点を明確にして、まず知ってもらうことが大切。市民側がわかりやすい情報提供をしてほしい。部分ごとに誰かが行える仕組みができればよいと思う。
- ・一番効率がいい「地域の枠組み」とは。
- ・専門部会内で横串を通して、地域の枠組みについて考えればよいのでは。
- ・専門部会案は、市民に対する表現はそうでもないのに、行政に対する表現の仕方が「しなければならない」ときついものになっており、立場的な問題が前面に出てきているように感じる。
- ・地域運営組織については、区・自治会・班といったより小さな地域の

ことまで考えて取り組んでいきたい。

- ・ 専門部会の人には、匿名でいいので今日の意見、感想を教えてほしい。それを加味して策定委員会で検討したい。
- ・ 市の職員がこんなに真剣に考えてくれているのか、と嬉しかった。
- ・ 専門部会案もよいが、やはりもう少しやわらかい方がよい。
- ・ 協働は市、コミュニティ、市民の三者並列関係であるべきだと思う。専門部会案は、市の方が自虐的に取れるような表現をしているので、もっと肩の力を抜いて三者並列の協働のまちづくりとして検討してほしい。
- ・ 「協働のまち」のその先にあるまちの目指すべき姿がどんなものなのか、キーワードでもいいので専門部会の方にも考えてほしい。

《専門部会》

- ・ 地域運営組織と旧の自治会との住み分けもしくは移行ができるのかどうか疑問。
- ・ 防災で大切なのは、人と人のつながり。人を助けるのは人であり、地域は地域で助け合う必要があることを伝えたい。共助、自助の部分を含んでみんなで考えてほしい。1+1が3にも4にもなるということに気付いてもらえるよう、日々励んでいる。
- ・ 共育コミュニティやコミュニティスクールの取り組みを地域と一緒に進めているが、地域運営組織が出来た際に、地域の負担になってしまわないか気になる。いくつかの部署のものをひとつにして、負担を少なく出来る仕組みができればいいのと思う。
- ・ 市民と行政の協働を、どうやって継続していけるかが大切。
- ・ 自治会は地域の基本なので、大切にしていけるべき。自治会は、人と人

とのつながりを担うところであり、転入者も取り込んでいける取り組みを進めていきたい。

- ・地域運営組織の枠組みをどうしていくかという議論が大切である。
- ・地域の課題を共有する場、話し合う場を意識すれば、市が動けることにつながっていくと思う。